

制定にあたって

1 研究者の権利保障と倫理

憲法第 23 条は「学問の自由は、これを保障する」と定めている。学問の自由とは、真理探究の自由であり、学問的知的研究活動の自由であって、その内容として学問的見解の自由、発表の自由、学問的見解の教育の自由が含まれるとされている。学問研究によってもたらされる真理は、人類普遍の財産として公共的・社会的な性格をもち、極めて高い文化的な価値を有するがゆえに、学問の自由にはあらゆる干渉を排した特別の保護が要請される。したがって、真理を探究し、技術を開発・応用し、教育し、伝達する研究者が、研究の成果を享受する一般市民以上にその権利と地位を保障されなければならない理由は、憲法が学問の自由を基本的人権として保障したことに帰着する。同時に、研究者が人類の平和と福祉の向上という科学研究本来の目的に貢献するという社会から付託された任務を果たすために、その権利が保障されるとともに、より高い倫理が要求される。

2 研究者をとりまく情勢と権利の現状

日本経済は、1990 年代初頭から現在まで深刻な長期不況が続いている。政府はこの長期不況を、科学技術を動員した新産業の創出で乗り切ろうと「科学技術創造立国」政策を進めている。政府や財界の産業政策に組み込まれた科学技術政策は、競争的資金の重点的配分の一方で、基礎科学・人文・社会科学予算の削減や基盤経費の圧縮による研究条件の格差拡大あるいは身分の不安定化など研究体制の跛行化が進行し、我が国の科学研究や技術開発に大きな歪みをもたらしている。

一方、政府の行財政改革路線の中でほとんどの国立研究機関および全ての国立大学が法人化され、管理運営の強化・集権化などにより、学問・研究の自由と大学の自治が侵害される恐れが現実のものとなってきている。公立大学・研究機関でも法人化の準備が進行しつつあり、機関の統廃合や管理強化などが強引に進められて、教員・職員の権利や地位が侵害される事例が発生している。私立大学では、少子化と競争による大学経営の困難さを口実にした学部・学科の縮小・廃止などにより、教職員の権利侵害が頻発している。民間企業では競争至上主義による企業モラルの劣化、職場の荒廃と技術の断絶が進み重大事故や不祥事が多発して社会的な不安をもたらし、職場では一般労働者のみならず研究者・技術者の権利侵害が一層深刻化している。このように、研究者のおかれた環境の違いにより権利侵害が様々な形であらわれているが、総じて研究者の権利の現状は極めて憂慮すべき状況にあるといえる。

3 本宣言・綱領の適用

本「権利・地位宣言」および「倫理綱領」は全ての「研究者」に適用される。すなわち、所属機関の有無やその形態の相違に関わらず、人文科学・社会科学あるいは自然科学などにおける研究、技術開発と応用、教育研究や教育、科学的知識や技術の伝達などに携わる個人および機関の設置者および管理運営者を含む。特に、研究機関や教育機関の設置者・管理者は、科学の健全な発展を促し、科学の無視と悪用の危険があるときは積極的に情報

を公開するとともに適切な改善措置を講ずる責務がある。それゆえに、機関の設置者・管理者はここに宣言する「倫理綱領」を規範として行動し、研究者の権利・地位を確立するために率先して「権利・地位宣言」を遵守するとともに、所属する機関の研究者に「倫理綱領」および「権利・地位宣言」の周知徹底を図る責任がある。また、従来は民間企業研究者・技術者は、学問の自由の対象外とされてきた。しかしながら今や、民間企業に所属する研究者・技術者数や研究予算は自然科学分野のみをとってもわが国全体の70%にもおよび一つの階層を形成するに至っており、民間企業の研究者・技術者や研究機関は本宣言、綱領の視野に入れられなければならない。研究成果は本質的に公共的・社会的な性格をもつのであり、それは企業による私的利益追求の枠に閉じ込められてはならず、国民に還元されるべきものである。したがって、民間企業研究者・技術者にも憲法が保障する学問の自由が認められるべきであり、本宣言および綱領が適用されなければならない。

4 「権利・地位宣言」、「倫理綱領」が必要とされる今日的意義

科学の発展が人類に大きな恩恵をもたらす一方、様々な負の側面が認識されてきた。戦後、世界の研究者はこれらを深く自覚し、社会から付託された責任を果たす上で、倫理の確立とその責任に見合う権利と地位を確立しようと努力してきた。我が国では、日本学術会議が政府に対して研究者の待遇改善、権利の向上や研究条件の整備を含む「科学研究基本法」の制定を求め、同時に、科学研究者の責務を明らかにした「科学者憲章」を定めた。世界の科学者は、世界科学者連盟が1948年の第1回総会で「科学者憲章」を採択し、科学者の責任、科学と科学者の地位などを明らかにしてから今日まで、多くの文書を発表してきた。直近では、1999年に世界科学会議で、「科学と科学的知識の利用に関する宣言」および「科学アジェンダー—行動のための枠組み—」が採択された。

21世紀に踏み出した今日、安全・安心・平和・環境保全など、人類の平和と福祉に貢献する科学・技術に対する国民の期待と信頼に真摯に応える研究者の役割は益々重要となっている。いま、ここに「研究者の権利・地位宣言」および「研究者の倫理綱領」を発表し、国民に付託された研究者の社会的責任を果たすために努力することを改めて確認することは、研究者としての責務であり誇りである。そして、研究者がその社会的責任を果たすためには積極的な権利や地位が保障されることが必要であり、その責務と能力ゆえに高い倫理が要求されることを国民的な合意とするための努力が、研究者自身の不断の研究活動を通して求められる。

(2005.10 改訂)